

令和8年度 使用済活性炭有償譲渡《手続の流れ》

・引取を希望される事業者の方は、要綱・様式・協定書を必ずお読みください。

① 水道局へ浄水場ごとに引取申込書を提出下さい

申込

- ・必ず要綱、様式、協定書をお読みいただいたうえで、申込書へ必要事項を記入し、メール送付又は郵送願います。
- ・希望量は、1引取希望者につき各浄水場の発生予定量合計の半量を上限とします。

※申込期限：令和8年3月6日（金）必着

jo-jo-mizuunyo@waterworks.metro.tokyo.jp

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1都庁第二本庁舎22階北側
東京都水道局 浄水部 浄水課 水運用・排水処理担当（TEL03-5320-6473）

② 水道局が譲渡者・譲渡量を決定します

決定

・浄水場ごとの発生予定量を上限として、①希望単価、②希望量が高い希望者の方から要綱に定めた方法により配分し、譲渡者・譲渡量を決定し、ご連絡します。

※優先順位が低い方は、申込者数・希望量によって譲渡できない場合がありますのでご注意ください。

※バラ渡しをご希望の際は、希望単価からフレコン開袋費用を差し引いた単価にて順位を定めます。
引取希望単価によっては、優先順位が後者となりますのでご注意ください。

③ 水道局から通知文・協定書が届きます

送返

・譲渡に関する通知文と協定書2通をお送りします。協定内容を改めてご確認頂いたうえで、通知文に記載された期限までに、協定書に記名押印のうえ1通返送願います。

④ 協定締結完了（譲渡開始）

- ・詳細日時等を水道局と調整の上、譲渡場所（浄水場）までお越しください。
- ※ 譲渡場所からの運搬費用等は、事業者負担となります。

【ご注意】譲渡計画について

- ・譲渡計画に沿って、確実に活性炭を引き取り願います。
- ・譲渡計画どおりにお引き取りいただけない分の活性炭については、キャンセル扱いとなります。（キャンセルに伴う損害等への責任は、水道局では負いかねます。）
- ・バラ渡しは、1日あたり3台分（10t 程度積載車両）以上の引取りとします。

【ご注意】水道局の事情による減量について

- ・発生予定量が当初想定を下回った場合、単価の低い方から順に、水道局から譲渡予定量の変更を通知します。（この変更に伴う損害等への責任は、水道局では負いかねます。）

有償譲渡代金の支払いについて

- ・譲渡代金の支払いは、浄水場ごと、四半期ごとに請求します。

※この紙面は概要を示したものであり、記載の無い事項、要綱・協定の記載と表現が異なる事項は、全て要綱・様式・協定の記載が優先されます。